

# 第8章

## 文化芸術立国の実現

## 第8章 総論

### 文化芸術振興施策の総合的推進

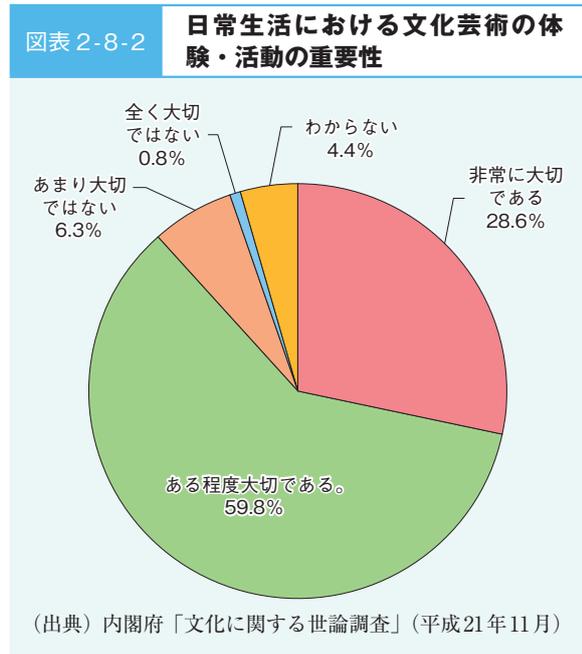
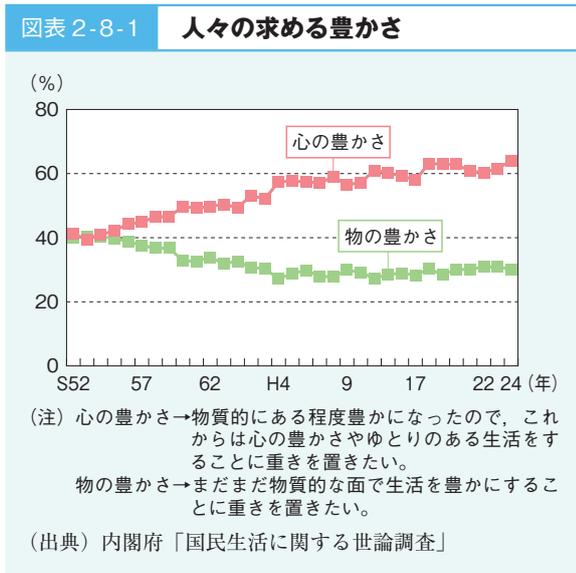
平成13年、文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

文化芸術振興基本法に基づき、政府は、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（「基本方針」）を策定し、この基本方針に基づき「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。

#### 一我が国の文化芸術をめぐる状況一

内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きを置きたい」と考える国民の割合はおおむね増加傾向にあり、平成23年度では約6割となっています（図表2-8-1）。

また、内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）によれば、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」と考える国民は、約9割となっています（図表2-8-2）。



文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項として、約5割の国民が「子供たちの文化芸術体験の充実」を挙げています。それに次いで、約4割の国民が「文化芸術を支える人材の育成」, 「文化財の維持管理に対する支援」を挙げています（図表2-8-3）。

文化庁では、基本方針に基づき、子供たちの文化芸術体験、人材育成、文化財の保存・活用を含め、文化芸術振興のための諸施策を展開しています。

図表 2-8-3 文化芸術振興のために国に力を入れてほしい項目



(出典) 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成24年6月)

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国の全ての営みの基盤として極めて重要なものです。

こうした文化芸術の持つ重要性を考慮し、文化庁では、今後とも文化芸術の振興に努めていくこととしています。

#### 一文化芸術振興基本法と基本方針一

文化芸術振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、平成13年11月、議員立法による文化芸術振興基本法が成立し、同年12月、公布・施行されました。

この法律は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの文化芸術振興に関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

基本方針は、同法に基づき、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。文化庁では、これまで第1次基本方針(平成14年12月閣議決定)、第2次基本方針(19年2月閣議決定)、第3次基本方針(23年2月8日閣議決定)(図表2-8-4)に基づき、文化芸術振興に取り組んできました。

図表 2-8-4 第三次基本方針の概要

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針【23・2・8閣議決定】）の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠  
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」  
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、  
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

- ①成熟社会における成長の源泉
  - 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
  - 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
  - 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開
- ②文化芸術振興の波及力
  - 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
  - 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開
- ③社会を挙げての文化芸術振興
  - 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
  - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
  - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- (2) 計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章（第8条以下）の各条に沿って基本的施策を列挙

## 古典の日に関する法律について

平成24年9月に、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。「古典の日」は、同法において、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有しているという考えの下、紫式部日記によって源氏物語の存在が確認される最古の日付が寛弘5年（1008年）11月1日であることにちなんで、11月1日にすることとして定められたものです。

この法律における「古典」とは、文学だけではなく、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、茶道や華道といった生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものと定義付けられています。

また、国及び地方公共団体は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、その他の必要な施策をとるよう努めることを規定しています。古典の意義が再認識され、学校、職場、地域等における古典に関する学習等が活発化されることにより、国民が古典に親しみ、古典を心のよりどころとなるようになることが期待されています。



古典の日キャラクター

### —文化審議会—

平成13年1月の中央省庁等改革により、文化振興に向けた政策立案機能を強化するため、文化庁に文化審議会が設けられました。文化審議会では、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会の4分科会のほか、文化政策部会、美術品補償制度部会、世界文化遺産・無形文化遺産部会を設置し、文化の振興や国際文化交流の振興に関する重要事項などについて幅広い観点から調査審議を行っています。

文化審議会は、これまでに10の答申などを行い、文化庁では、これらを受けて各種施策に取り組んでいます。

〈これまでの主な答申など〉

- ・「文化を大切に作る社会の構築について— 一人一人が心豊かに生きる社会を目指して（答申）」（平成14年4月）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針について（答申）」（平成14年12月）
- ・「これからの時代に求められる国語力について（答申）」（平成16年2月）
- ・「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について（提言）」（平成16年2月）
- ・「地域文化で日本を元気にしよう！（報告）」（平成17年2月）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（答申）」（平成19年2月）
- ・「敬語の指針（答申）」（平成19年2月）
- ・「舞台芸術人材の育成及び活用について（報告）」（平成21年7月）
- ・「改定常用漢字表（答申）」（平成22年6月）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（答申）」（平成23年1月）

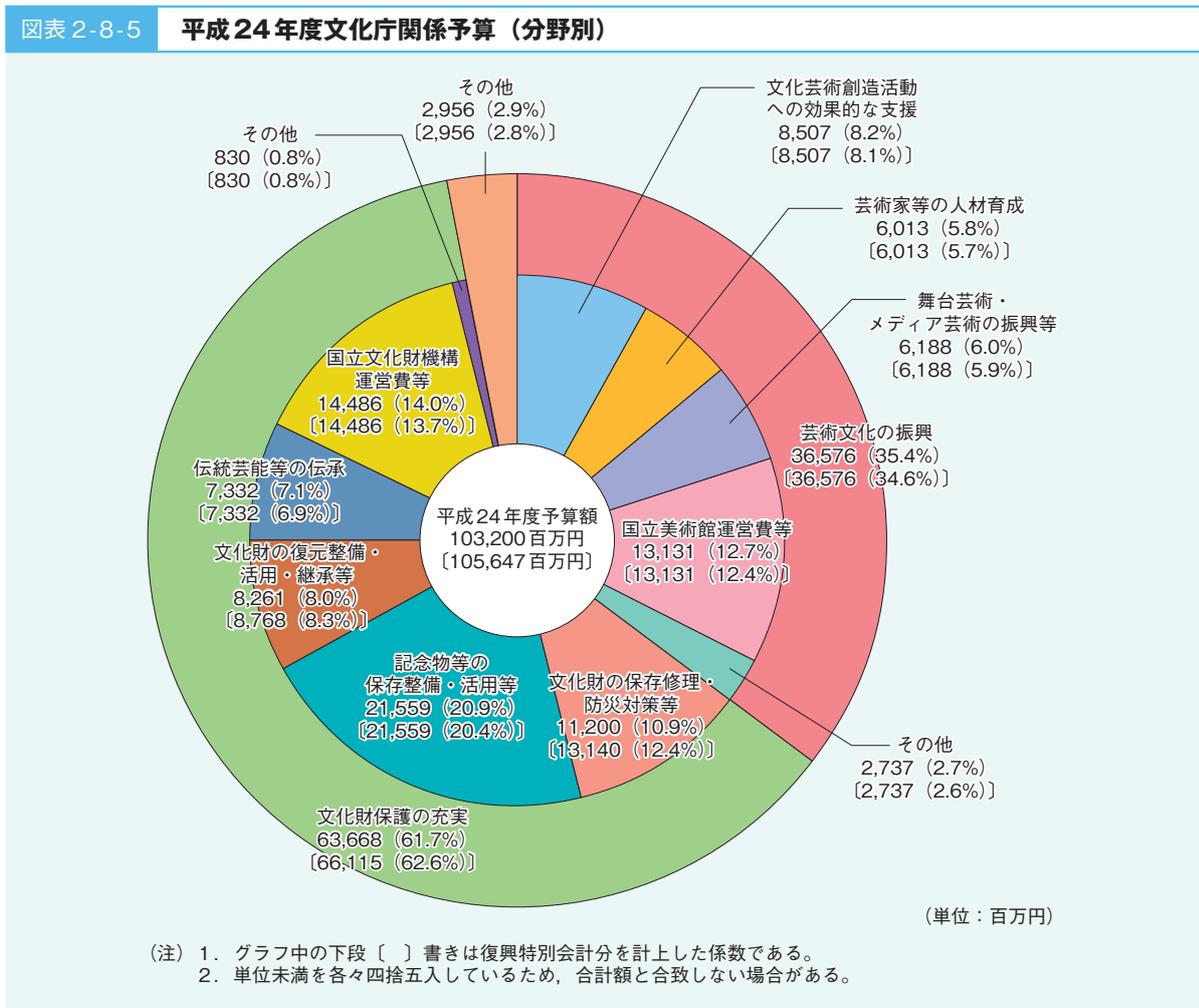
一文化芸術振興のための予算・税制措置一

(予算措置)

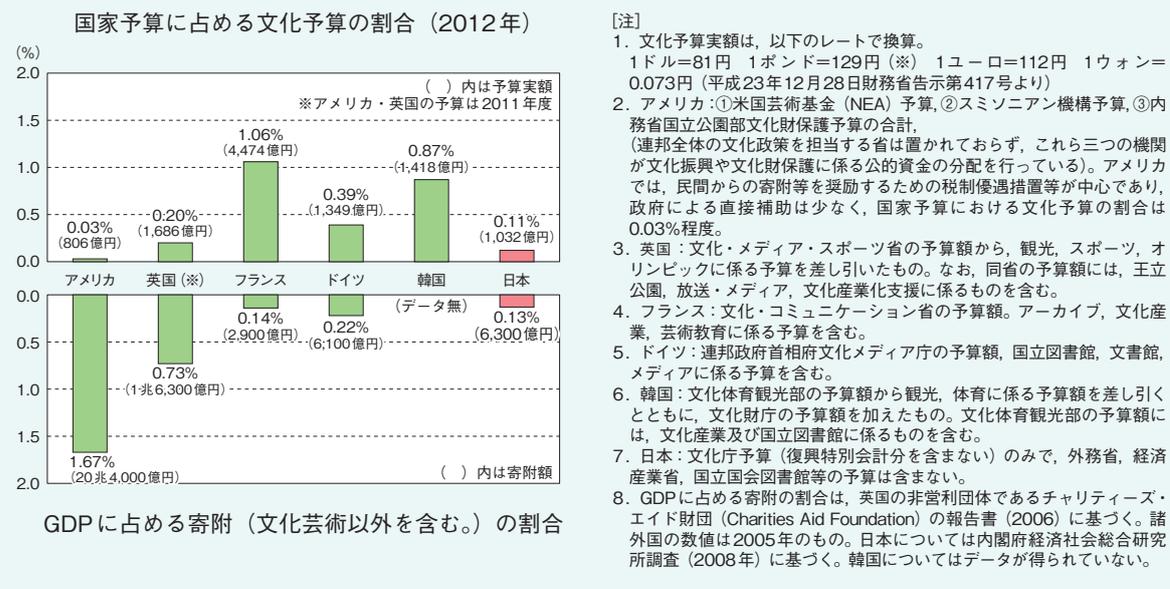
平成24年度予算は、「豊かな文化芸術の創造と人材育成」、「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」といった主要な施策により、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」（23年2月閣議決定）の重点戦略を推進する内容となっています。

「豊かな文化芸術の創造と人材育成」では、文化芸術創造活動への効果的な支援や芸術家などの人材育成のため、芸術団体の創造活動への支援の重点化や、次世代人材育成プロジェクトなどの施策を推進しました。

「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」では、文化財の保存修理・防災施設などの充実や、文化財の整備・活用などの推進を図り、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業を継続して行うとともに、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」では、①優れた舞台芸術・メディア芸術などの戦略的発信、②文化遺産保護等国際協力の推進、③外国人に対する日本語教育の推進、④文化発信を支える基盤の整備・充実を実施しました。なお、日本及び諸外国における「国家予算に占める文化予算の割合」、「GDPに占める寄附の割合」は、[図表2-8-6](#)のとおりです。



図表 2-8-6 文化予算と寄附額（諸外国との比較）



## (税制措置)

### (1) 文化芸術団体に対する寄附金に関する税制措置

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入することが認められています。さらに、芸術の普及向上や文化財などの保存活用、博物館の設置運営等を主な目的とする特例民法法人のうち、一定の要件を満たす「特定公益増進法人」、「公益社団・財団法人」及び「認定特定非営利活動法人」に対する寄附金については、個人の場合には寄附金控除（所得控除）、企業などの法人の場合には一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、更に別枠で損金算入することが認められています。

特に個人からの寄附に関しては、平成19年より、寄附金控除の限度額が所得金額の30%から40%に引き上げられ、22年より、寄附金控除の適用下限額が「5,000円を超える額」から「2,000円を超える額」に引き下げられるなど、文化芸術団体に対する支援をより行いやすいよう措置されています。また、23年度税制改正においては、「新しい公共」によって支え合う社会の実現に向けて、認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人等への寄附に係る税額控除の導入など画期的な改正が行われました。

### (2) 文化財に関する税制措置

文化財の分野でも、重要文化財などとして指定、選定、登録された家屋やその敷地については、固定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で必要な税制上の優遇措置をとっています。また、重要文化財（土地を除く。）を国や地方公共団体などへ譲渡した場合は所得税が非課税（重要文化財や史跡などに指定された土地については、特別控除。）となり、建造物（登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を含む）とその敷地については、相続税額の算出において、一定の評価減を行うこととされています。また、平成23・24年度の措置として、公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置（課税標準2分の1）が時限措置（25年3月31日まで）となっていたところ、当該措置を2年延長しています（27年3月31日まで）。

さらに、優れた美術品の美術館・博物館における公開を促進するために、登録美術品として登録された美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

## 第1節

## 芸術創造活動の推進

## 1 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律について

平成24年6月、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現、国際社会の調和ある発展を期して、議員立法により「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（「法律」）が全会一致で可決され、制定されました。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であり、人々の創造性を育むとともに感動と希望をもたらし、人々が共に生きる絆<sup>きずな</sup>を形成するための地域の文化拠点であり、活力ある社会を構築するための大きな役割を担っています。

法律は、劇場、音楽堂等を定義するとともに、実演芸術の企画制作、普及啓発、人材養成、地域社会の維持・共生社会の実現に資する事業等、劇場、音楽堂等が行う事業を規定しています。さらに、国際交流、地域の実演芸術の振興、専門的な能力を有する人材の養成・確保、学校教育における実演芸術の鑑賞等といった、国及び地方公共団体が取り組むべき事項が明らかにされるとともに、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備を進めることなどが規定されています。

また、平成25年3月には、法律に基づき、文部科学大臣が、劇場、音楽堂等の事業を進める際に取り組むべき方向性を示す「劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針」（「指針」）が定められました。

指針においては、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、運営方針の明確化、質の高い事業の実施、専門的人材の養成・確保、普及啓発の実施など、劇場、音楽堂等が事業を進める際に取り組むべき事項などについて明らかにしています。

今後、各劇場、音楽堂等の設置者及び運営者は、法律及び指針を踏まえ、それぞれの劇場、音楽堂等の設置目的や運営方針に基づき、積極的な取組を実施していくことが期待されています。また、文化庁では、今後とも、法律及び指針の趣旨・内容の周知・徹底に努めるとともに、劇場・音楽堂等を活性化するための事業（参照：第2部第8章第3節2（1））の実施などを通じて、法律及び指針を踏まえた取組を積極的に行う設置者又は運営者に対する様々な支援の充実を図ることとしています。

## 2 芸術創造活動の活性化支援

## (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、芸術水準向上の直接的な牽引<sup>けん</sup>力となる、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の公演に対して重点的に支援する「トップレベルの舞台芸術創造事業」を行っています。

これまで、文化芸術団体への支援については、1公演ごとに、出演費、会場費、宣伝費などの支援対象経費の1/3以内かつ自己負担金の範囲内で支援を行ってきましたが、自己収入を増やすと支援額が減少するため、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブが働かないという課題がありました。

このため、文化庁では、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブを向上させるとともに、優れた芸術創造活動に専念できるよう、平成23年度から、「トップレベルの舞台芸術創造事業」として、第3次基本方針を踏まえ、以下のような新たな支援の仕組みにより文化芸術活動への新たな支援を実施しています。

(新たな支援の仕組みのポイント)

- ①公演本番に必要な出演料，会場費等についてはチケット収入などの自己収入で賄い，支援は，脚本や演出，稽古などの公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定
- ②一定期間を見越し，安定した芸術創造活動を実施できるよう，1事業単位の支援を行うだけでなく，年間の優れた芸術創造活動を総合的に支援する年間事業支援の仕組みの導入
- ③年間事業支援を受ける団体については，概算払制度の導入

なお，文化庁では，これらの支援方法の見直し，補助事業等に係る不正受給などの不正な行為を防止し，国民の税金を財源とする補助金等をより適切に執行するためにも有効な手段の一つになると考えています。

また，文化芸術活動への支援をより効果的に行い，PDCAサイクルを確立するため，平成23年度から日本芸術文化振興会では，専門家を活用した審査・評価の仕組みを試行的に導入しています（24年度は，「トップレベルの舞台芸術創造事業」のうち，音楽，舞踊，演劇，伝統芸能・大衆芸能の4分野において実施）。

## (2) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は，全ての国民が芸術文化に親しみ，自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から，安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として，平成2年3月に設けられました。約653億円（政府からの出資金約541億円，民間からの出せん金約112億円）の基金を日本芸術文化振興会が運用し，その運用益によって芸術文化活動を支援しています。

なお，芸術文化の振興を図るために，芸術文化振興基金への寄附金を募り，その拡大に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（平成23年度）〉

- 芸術家や芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動 9億4,500万円
- 地域の文化の振興を目的として行う活動 3億4,500万円
- 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動 1億3,300万円

## 3 新進芸術家などの人材育成

世界で活躍する新進芸術家などを育成するため，美術，音楽，舞踊，演劇などの各分野において，研修・発表の機会を提供しています。特に，新進芸術家海外研修制度では，昭和42年以来，新進の芸術家に海外の大学や芸術団体などでの研修の機会を提供しており，これまで多数の優秀な芸術家を輩出しています。

図表 2-8-7 新進芸術家の海外研修（新進芸術家海外研修制度）のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	(美術：洋画 昭和42年度)
絹谷 幸二	(美術：洋画 昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽 昭和59年度)
諏訪内 晶子	(音楽：器楽 平成6年度)
森下 洋子	(舞踊：バレエ 昭和50年度)
野田 秀樹	(演劇：演出 平成4年度)
野村 萬斎	(演劇：狂言師 平成6年度)
崔 洋一	(映画：監督 平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇：演出 平成8年度)
平山 素子	(舞踊：モダンダンス 平成13年度)
酒井 健治	(音楽：作曲 平成16年度)
長塚 圭史	(演劇：演出 平成20年度)
萩原 麻未	(音楽：ピアノ 平成21年度)

図表 2-8-8 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

①新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体等への研修を支援することにより、実践的な研修の機会を提供している。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣(80日間)があり、平成24年度は、1年派遣：67名、2年派遣：10名、3年派遣：2名、特別派遣：7名、15歳以上18歳未満の部：2名の88名を派遣している。
②新進芸術家の人材育成 (次代の文化を創造する新進芸術家育成事業)	次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資するため、新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い分野に関する知識を身に付ける場を提供している。  24年度採択実績 56件

## 4 芸術祭の開催

芸術祭は、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く一般に提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年度から毎年秋に開催しています。

平成24年度は、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、芸術祭オープニングとして、宮内庁式部職楽部による「伝統音楽の美 —雅楽—」を上演するとともに、オペラ、バレエ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎、邦舞、アジア・太平洋地域の芸能などの主催公演を実施しました。演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門とテレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門では、それぞれの部門に設置した審査委員会で審査を行い、優れた公演・作品に対して文部科学大臣から芸術祭大賞などが授与されました。

## 5 企業による芸術文化活動への支援

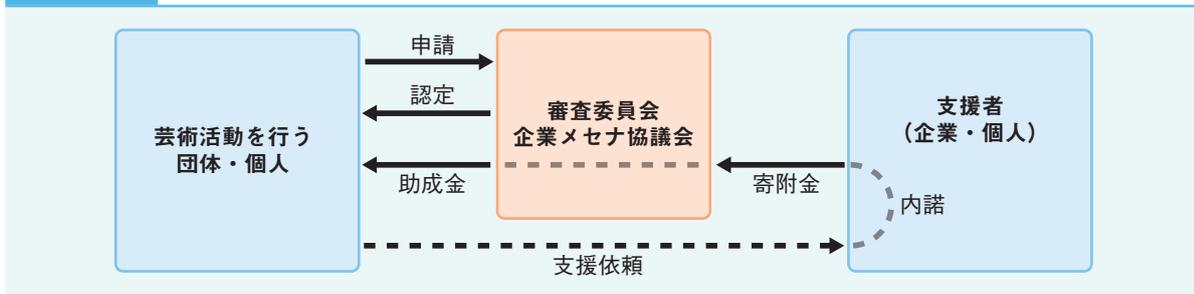
### (1) 企業の取組の顕彰

公益社団法人企業メセナ協議会は、企業によるメセナ（芸術文化支援）活動の推進のため、芸術文化支援を行う企業相互の連携を図ることを目的として平成2年に設立されました。文化庁では、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会の主催する「メセナアワード」において、芸術文化振興に高く貢献し、かつ地域活性化や、次世代育成に関わるメセナ活動を顕彰しています。

### (2) メセナ活動への支援

公益社団法人企業メセナ協議会は、主要事業の一つとして、民間の芸術文化支援を促進する「助成認定制度」を実施しています。この制度の認定を受けた文化芸術活動に対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除または税額控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます（図表 2-8-9）。

図表 2-8-9 企業メセナ協議会の助成認定制度



## 第2節 映画・メディア芸術の振興

### 1 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁では、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③日本映画フィルムの保存・継承を推進しています（図表2-8-10）。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度から新たに、国際共同製作による映画製作への支援を行っています。

また、日本映画に関する情報提供を通じてこれらの活動を促進するため、データベースの整備も進めています。

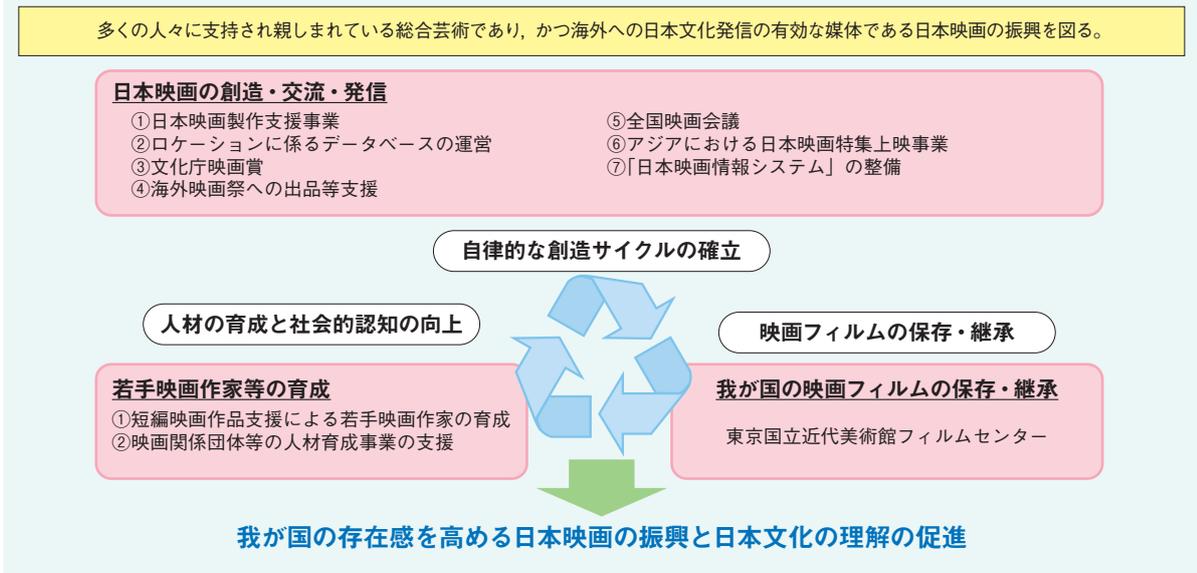


●全国ロケーションデータベースシステム (JLDB)  
(参照：<http://www.jldb.bunka.go.jp/>)



●日本映画情報システム (JCDB)  
(参照：<http://www.japanese-cinema-db.jp/>)

図表 2-8-10 日本映画の振興



## 2 アニメーション，マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション，マンガ，ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ，新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに，海外から高く評価され，我が国への理解や関心を高めています。文化庁では，メディア芸術の一層の振興を図るため，創作活動への支援，普及，人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つの柱である文化庁メディア芸術祭は，平成24年度には16回目を迎え，72の国と地域から3,503作品の応募が寄せられました。「アート」「エンターテインメント」「アニメーション」「マンガ」の四つの部門ごとに大賞1作品，優秀賞4作品，新人賞3作品を顕彰するとともに，メディア芸術の振興に寄与した方々に功労賞を贈呈しました。

受賞作品は，「第16回メディア芸術祭受賞作品展」（平成25年2月13日から2月24日まで国立新美術館で開催）で展示されました。また，23年度以前の受賞作品を中心に展示する「メディア芸術祭地方展」（24年度：兵庫県，山梨県）や，「メディア芸術祭海外展」（24年度：中国（香港））などの実施により，国内外へ優れたメディア芸術作品を発信しています。



アート部門大賞「Pendulum Choir」  
作者：Cod.Act (Michel DÉCOSTERD / André DÉCOSTERD)  
(C) Cod.Act photo Xavier Voirol



エンターテインメント部門大賞「Perfume “Global Site Project”」  
作者：真鍋 大度/MIKIKO/中田 ヤスタカ/堀井 哲史/木村 浩康  
(C) 株式会社ライゾマティクス+株式会社アミューズ+ユニバーサル ミュージック合同会社



アニメーション部門大賞「火要鎮」  
作者：大友 克洋  
(C) SHORT PEACE COMMITTEE



マンガ部門大賞「闇の国々」  
作者：ブノワ・ペータース/フランソワ・スクイテン  
訳：古永 真一/原 正人  
(C) 2008, 2009, 2010 Casterman, Bruxelles All rights reserved.

### 第3節

## 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興

### 1 子供たちの文化芸術活動の推進

文化庁では、子供たちが、本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するように、以下の施策を実施しています。

#### (1) 次代を担う子どもの文化芸術体験事業

子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体などによる実演指導、ワークショップに参加し、さらにはこれらの団体と本番の舞台で共演するなど、舞台芸術に身近に触れる機会を提供する「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を実施しています（平成24年度は文化芸術団体による巡回公演を1,533公演、学校への芸術家派遣を1,973か所で実施）。

#### (2) 全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供し、創造活動の推進と相互の交流を深めるため、「全国高等学校総合文化祭」（平成24年度は8月8日から8月12日まで富山県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（24年度は8月25日、26日に開催）を都道府県、全国高等学校文化連盟などとの共催で毎年開催しています。

### 2 地域における文化芸術活動への支援

文化庁では、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材育成など、地域における

文化芸術の振興を図っています。

### (1) 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業

優れた舞台芸術の創造・発信を自ら行うことができる劇場、音楽堂等が各地で事業を展開し、地域の文化芸術活動の活性化と住民の鑑賞機会の充実を図るため、劇場、音楽堂等が中心となり地域住民や芸術関係者などとともに取り組む、音楽、舞踊、演劇などの舞台芸術の制作、教育普及、人材育成などを支援しています（平成24年度支援実績：71件）。

### (2) 文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、重要文化財建造物などの公開・活用、史跡などの復元・公開など、地域の特色ある総合的な取組に対して支援を行っています（平成24年度採択実績：938件）。

### (3) 国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を広げていくため、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」を都道府県などとの共催で毎年開催しています（平成24年度は9月1日から12月14日まで徳島県で開催）。

### (4) 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

平成24年度から新たに、地域の文化芸術活動等を活発化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築などを図り、地域の活性化を推進するため、地方公共団体が企画する音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とした文化芸術の創造発信事業に対して支援を行っています（24年度採択実績：89件）。

## 3 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や自治体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちのにぎわいに結び付けることを目指す自治体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました（図表2-8-11）。

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む自治体やその関係者を対象とし、情報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。また、22年度からは、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用し、自治体や市民（文化ボランティア、アートNPOなど）、企業などが協働して地域課題の解決を図ろうとする先駆的かつ多様な取組を支援・促進する「文化芸術創造都市モデル事業」を実施しました。

図表 2-8-11 文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞都市一覧

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
横浜市	札幌市	東川町	水戸市	仙北市	新潟市
金沢市	豊島区	仙台市	十日町市・津南町	鶴岡市	大垣市
近江八幡市	篠山市	中之条町	南砺市	浜松市	神山町
沖縄市	萩市	別府市	木曾町	舞鶴市	
			神戸市		

## 「創造都市ネットワーク日本」設立

文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、支援してきました。

平成23年度には、これまでの成果を基に、可視性・持続可能性・自律性を有したネットワーク（「文化芸術創造都市ネットワーク日本」）の設立へと発展させるため、先進事例の調査を含め「文化芸術創造都市ネットワーク日本」の在り方について調査研究を行い、24年2月4日に文部科学省において「創造都市ネットワーク会議」を開催しました。

そして平成25年1月には、国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、横浜市、神戸市、金沢市、鶴岡市、篠山市が発起幹事会を構成し、「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）」を設立することになりました。国内の創造都市間の連携・交流活動を進めるとともに、海外の創造都市との交流、国際ネットワークとの連携を進めるプラットフォームになることが期待されます。

## 第4節 文化財の保存と活用

### 1 文化財保護制度の概要

我が国には、人間と自然との関わりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じて育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在します。それらは、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起こされ、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在・将来の社会の発展向上のためにはなくてはならないものです。その意味においても、文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定などを行い、現在の状態からの変更、修理、輸出などに一定の制限を行うことで保存を図っています。一方で、有形の文化財については保存修理、防災、買上げなど、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して助成などを行うことで、所有者などの負担の軽減を図っています。

図表 2-8-12 国指定等文化財の件数

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

平成25年3月1日現在

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	159	1,977
	彫 刻	126	2,668
	工 芸 品	252	2,432
	書跡・典籍	223	1,887
	古 文 書	60	745
	考 古 資 料	45	594
	歴 史 資 料	3	173
計		868	10,476
建 造 物		(265棟) 217	(4,521棟) 2,397
合 計		1,085	12,873

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	60	史 跡	1,674
特 別 名 勝	30	名 勝	333
特 別 天 然 記 念 物	72	天 然 記 念 物	957
計	162	計	2,964

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	39	57 (57)	12	12
工 芸 技 術	41	57 (56)	14	14
合 計	80	114 (113)	26	26

(注) 保持者には重複認定があり、( )内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

212 件

5. 重要無形民俗文化財

278 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

34 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

102 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
68	47	53	29	31 (29)

(注) 保存団体には重複認定があり、( )内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

8,969 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

14 件

3. 登録有形民俗文化財

25 件

4. 登録記念物

63 件

図表 2-8-13 文化財保護の体系



## 2 有形文化財の保存と活用

### (1) 有形文化財とは

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的遺産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

### (2) 国宝、重要文化財の指定等

国は、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、更に世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して保護しています。また、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様な有形文化財については登録という緩やかな手法で保護しています。

図表 2-8-14 平成24年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

- 国宝（建造物）  
平成24年7月9日指定（計1件）  
・ 歎喜院 聖 天堂
- 重要文化財（建造物）  
平成24年7月9日指定（計5件）  
・ 陽徳院 霊屋  
・ 八幡神社  
・ 牛伏川本 流水路（牛伏川階段工）  
・ 清風荘  
・ 披雲閣（旧松平家高松別邸）
- 平成24年12月28日指定（計6件）  
・ 旧佐渡 鉢山採鉢施設  
・ 旧常田 館製糸場 施設  
・ 有川家 住宅（滋賀県彦根市鳥居本町）  
・ 有近家 住宅  
・ 善通寺  
・ 日土小 学校
- 平成25年3月6日指定（計1件）  
・ 旧佐世保無線電信所（針尾送信所） 施設



国宝 歎喜院 聖 天堂（埼玉県熊谷市）撮影：清水襄

図表 2-8-15 平成24年度の国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定

種別	品名	数量	備考	種別	品名	数量	備考	
○国宝（美術工芸品） 平成24年9月6日指定（計2件） 〔絵画の部〕	絹本着色阿弥陀三尊像 普悦筆	三幅		〔古文書の部〕	臨川寺領大井郷界畔絵図 貞和三年仲冬夢窓疎石裏書	一鋪		
	〔考古資料の部〕				明月記 自筆本 嘉禄元年夏、天福元年十一月・十二月	二卷		
	土偶 山形県西ノ前遺跡出土	一箇			竹生島文書（三百十二通） 五卷、十三幅、四十九冊、二帖、二百四十三通			
	○重要文化財（美術工芸品） 平成24年9月6日指定（計46件） 〔絵画の部〕				いかるがのしょうひきつけ 鶴庄引付	一冊		
	絹本着色石田正繼像 文禄三年九月蒲菴縁の賈がある	一幅	木造執金剛神立像 像内にア（梵字）阿弥陀仏の銘がある		一冊	大山祇神社三島家文書（二百十通） 十六卷、二幅、百十通		
	銅版画東都名所図 （二十五図）	一帖	木造弥勒如来立像 像内にア（梵字）阿弥陀仏の銘がある		一冊	小田家文書（四十八通）	一卷	
	銅版画見本帖 （十二図）	一帖	銅造観音菩薩立像 台座框に壬寅年の刻銘がある		一冊	〔考古資料の部〕		
	絹本着色三十三所観音像	一幅	〔工芸品の部〕			青森県二枚橋2遺跡出土品 土偶	千三百八点 一箇	
	〔彫刻の部〕		赤染 兎文香合 光悦作		一合	福井県桑野遺跡出土品 愛知県朝日遺跡出土品 愛知県馬越長火塚古墳出土品 兵庫県五色塚古墳出土品 宮崎県島内地下式横穴墓群出土品 鹿児島県前原遺跡出土品	八十五点 二枚 三百一十一点 四十八点 千二十九点 二百六十六点	
	木造天王立像	一軀	繪唐津芦文大皿		一枚	〔歴史資料の部〕		
木造不動明王坐像	一軀	灰被 天目茶碗（虹）	一口	メートル条約並度量衡法関係原器 仙台藩天文学器機	四本 四基			
木造蘭溪道隆坐像（西米庵開山堂安置）	一軀	伝法衣	五領	世界及日本図 八曲屏風	一双			
木造十二神将立像	十二軀	〔書跡・典籍の部〕		国友一貫齋作 天保五年	一基			
木造神像 男神坐像 女神坐像	一 二 一	長秋詠藻 釈氏往来 正安四年十月廿四日書写奥書	一帖 一卷	東寺御影堂牛玉玉印板木 対馬宗家関係資料	一枚			
木造千手観音坐像 像内に保元三年、大仏師僧因勝、本鉢御身能登国阿□□□靈木等の銘がある	一軀	玉篇卷第九零巻 紙背金剛界私記（治安元年書写）	一卷					
木造千手観音立像	一軀	峯相記 永正八年二月七日慶紹書写奥書	一冊					
		庭訓往来 至徳三年霜月三日豊前守朝英書写奥書	二巻					

### （3）保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材などの植物性材料でつくられているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。これらは所有者が行うことが原則ですが、多額の経費を要することからほとんどの場合、国庫補助が行われています。

建造物については、地震などの災害から守るためには、事前に対策をとることが重要なため、国では地震時における安全性確保の考え方を取りまとめ、具体的な耐震診断の指針を策定しています。平成17年度からは耐震診断に、21年度からは耐震補強工事に国庫補助を行っています。また、防火対策として、自動火災報知設備や避雷設備、消火設備とともに、放火などを防ぐための防犯設備の設置に国庫補助を行っています。さらに、保存修理に必要な資材の供給林を設定し、管理業務の支援などを行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。このほか、所有者が保存活用計画を策定するための指針や活用するための事例を取りまとめて紹介しており、NPOや市民団体などによる保護の取組を推進する「NPO等による文化財建造物の管理活用事業」を行っています。

美術工芸品については、盗難などの被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防犯意識の向上や有効な防犯対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、鑑賞機会の拡大を図るため、展示や体験学習を行うのに適した文化財保存施設の整備を推進するとともに、博物館などの施設が開催する国宝・重要文化財が出品される展覧会について一部の経費を負担しています。また、海外流出や散逸などのおそれがある国宝・重要文化財などについては国が買い取り保存を図るとともに、文化庁主催展覧会への出品や博物館などの施設が開催する展覧会への貸与により活用を図る

ています。

### 3 無形文化財の保存と活用

#### (1) 無形文化財とは

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

#### (2) 重要無形文化財の指定や保持者等の認定

国は、無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得しているものを「保持者」又は「保持団体」として認定しています。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合、そのわざを高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ当該わざを保持する者が多数いる場合、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定するものです。

#### (3) 保存・活用のための取組

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、わざの錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体などが行う伝承者養成事業、公開事業などに対して補助を行っています。また、我が国にとって、歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品などの無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録し、これらの資料や完成した映像記録を公開しています。

図表 2-8-16 平成24年度の重要無形文化財の指定・認定

平成24年10月4日指定・認定

○芸能の部

歌舞伎女かぶきおんながた 保持者 もりた しんいち 守田伸一（芸名 ばんどうたままぶろう 坂東玉三郎）  
 狂言きやうげん 保持者 やまもととうじろう 山本東次郎

○工芸技術の部

木工芸もくこうげい 保持者 はいそとたつお 灰外達夫  
 竹工芸ちくこうげい 保持者 ふじぬまのぼる 藤沼昇



重要無形文化財「歌舞伎女かぶきおんながた」  
 保持者：守田伸一（芸名 坂東玉三郎）  
 写真提供：松竹株式会社

## 4 民俗文化財の保存と活用

### (1) 民俗文化財とは

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでおり、有形のものと無形のものがあります。

### (2) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存を図っています。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

図表 2-8-17 平成24年度の民俗文化財の指定

平成25年3月12日指定

○重要有形民俗文化財（計2件）

- ・阿仁マタギの狩猟用具 293点
- ・菅谷たたら山内【追加指定】（土地（2筆）及び長屋）

○重要無形民俗文化財（計3件）

- ・論田・熊無の藤箕製作技術
- ・呼子の大綱引き
- ・球磨神楽



重要有形民俗文化財「阿仁マタギの狩猟用具」

### (3) 保存・活用のための取組

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。このため、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋などを保護するための管理や修理、保存活用施設の整備などの事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具などの修理・新調などの事業に対しても補助を行っています。また、国が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像などによる記録化を進め、確実な記録保存を行っています。

## 5 記念物の保存と活用

### (1) 記念物とは

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。

### (2) 史跡、名勝、天然記念物の指定等

国は、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物と地質鉱物は「天然記念物」に指定し、特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存することが困難な状況にある記

念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

図表 2-8-18 平成24年度の史跡・名勝・天然記念物の指定

<p>○史跡</p> <p>平成24年9月19日指定</p> <p>おもちりかつまい いせき 大森勝山遺跡</p> <p>たじま やへい きゅうたく 田島弥平旧宅</p> <p>ご つかい とい せき 五斗長垣内遺跡</p> <p>おいたやま せいでつ い せき 大板山たたら製鉄遺跡</p> <p>おおうてん しゅうどう けい たい 大浦天主堂境内</p> <p>なかがほう せい かい どう およ び てん まん さん けい みち 中頭方海道及び普天満参詣道</p> <p>平成25年3月27日指定</p> <p>おおいやま とも い せき 大平山元遺跡</p> <p>み きょう ちと およ つけ じょう ちと ど り い 三木城跡及び付城跡・土塁</p> <p>ようらく こ ふん ぐん 与楽古墳群</p> <p>よらく かん せう こ ふん 与楽罐子塚古墳</p> <p>よらく こ ふん 与楽カンジョ古墳</p> <p>てらましら かべつ か こ ふん 寺崎白壁塚古墳</p> <p>どうじょう じ けい だい 道成寺境内</p> <p>く どの なかむら こ ふん 国富中村古墳</p> <p>しゅう ざん い せき 首羅山遺跡</p> <p>み え つ かい ぐん し り と 三重津海軍所跡</p> <p>せいなん せん せん せい せき 西南戦争遺跡</p> <p>○名勝</p> <p>平成25年3月27日指定</p> <p>きん さん ざい せき ざい たい い えん 旧関山宝蔵院庭園</p> <p>○名勝及び史跡</p> <p>平成24年9月19日指定</p> <p>こいしかわ しょく ぶつ えん お やく えん ちと およ せい じょう しょ ちと 小石川植物園（御薬園跡及び養生所跡）</p>	<p>○名勝及び天然記念物</p> <p>平成24年9月19日指定</p> <p>き やん かい がん およ ちと せき かい がん 喜屋武海岸及び荒崎海岸</p> <p>平成25年3月27日指定</p> <p>こがつかちよ く せん り が せき 米塚及び草千里ヶ浜</p> <p>や び じ 八重干瀬</p> <p>○天然記念物</p> <p>平成24年9月19日指定</p> <p>つ や が わ す い けい し み ず い け せい そく ち 津屋川水系清水池ハリヨ生息地</p> <p>し ぶ し し な つ い かい がん か さい り りゅう たい せき ぶ つ 志布志市夏井海岸の火砕流堆積物</p> <p>たから じま め が み やま し ん りん し ゃく ぶ つ ぐ ん ら く 宝島女神山の森林植物群落</p> <p>な ご し か よう せう し りゅう きやく 名護市嘉陽層の褶曲</p> <p>平成25年3月27日指定</p> <p>きん さん ざい せき ざい たい い えん 旧相模川橋脚</p> <p>あもりがわりゅういせき かさいりゅうたいせきぶつ 天降川流域の火砕流堆積物</p> <p>とくのしまみょうがん もり 徳之島明眼の森</p> <p>いしがきまひがしかいがん つなみいしくん 石垣島東海岸の津波石群</p>
---	---



天然記念物名護市嘉陽層の褶曲

### (3) 保存・活用のための取組

貴重な史跡などを国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡などを公有化する事業に対して国庫補助を行っています。

また、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体または地方公共団体に対して補助を行うほか、天然記念物の生態、分布等調査、食害対策、史跡などの保存管理計画策定、発掘調査などの事業を行う地方公共団体に対し補助を行っています。

## 6 文化的景観の保存と活用

### (1) 文化的景観とは

石積みの棚田が営まれる集落、流通・往来の結節点に形成された町場、河川流域の土地利用など、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」といいます。

### (2) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村では、景観法に基づく景観計画・条例、文化的景観保存計画などにより、文化的景観の適切な保存・活用を図っています。国は、このような文化的景観のう

ち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定しています。

図表 2-8-19 平成24年度の重要文化的景観の選定

名 称	所 在 地	選定年月日
くぼて のうきんけいかん 求菩提の農村景観	福岡県豊前市	平成24年9月19日
ながさし そとめ いしづみしゅうらくけいかん 長崎市外海の石積集落景観	長崎県長崎市	平成24年9月19日
しんかみ ごとうちょうまきまうら ごとういししゅうらくけいかん 新上五島町 崎浦の五島石集落景観	長崎県新上五島町	平成24年9月19日
べっふ おんせん ちけいかん 別府の湯けむり・温泉地景観	大分県別府市	平成24年9月19日
もがみかわ りゅうつう おうらいおよ あてらざわまち ば けいかん 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	山形県大江町	平成25年3月27日



べっふ おんせん ちけいかん  
別府の湯けむり・温泉地景観



もがみかわ りゅうつう おうらいおよ あてらざわまち ば けいかん  
最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

### (3) 保存・活用のための取組

国は、都道府県又は市町村が行う文化的景観に関する保存調査や文化的景観保存計画の策定、地域住民が参加するワークショップなどの普及・啓発、重要文化的景観の整備などに関する事業に対して国庫補助を行っています。

平成24年度には、新たに12件の文化的景観保存計画が策定されたほか、24件の重要文化的景観において、重要な構成要素である家屋の修理・修景など整備事業及び突発的な豪雨により被害を受けた構成要素の災害復旧が行われました。

## 7 伝統的建造物群の保存と活用

### (1) 伝統的建造物群とは

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農漁村集落などがこれに当たります。

### (2) 重要伝統的建造物群保存地区の選定

伝統的建造物群を有する市町村では、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制などを行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。国は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています。

図表 2-8-20 平成24年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

- 平成24年7月9日選定（計5件）
- ・栃木市嘉右衛門町 伝統的建造物群保存地区
  - ・桐生市桐生新町 伝統的建造物群保存地区
  - ・白山市白峰 伝統的建造物群保存地区
  - ・安芸市土居 中 伝統的建造物群保存地区
  - ・うきは市新川田 篁 伝統的建造物群保存地区
- 平成24年12月28日選定（計4件）
- ・高岡市金屋町 伝統的建造物群保存地区
  - ・金沢市寺町台 伝統的建造物群保存地区
  - ・郡上市郡上八幡北町 伝統的建造物群保存地区
  - ・篠山市福住 伝統的建造物群保存地区



高岡市金屋町 伝統的建造物群保存地区

### （3）保存・活用のための取組

伝統的建造物群を有する市町村が、伝統的建造物群保存地区として保存するために行う伝統的建造物群の保存状況などの調査に国庫補助を行っています。また、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物などの修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化などの市町村が行う事業に国庫補助を行っています。

## 8 文化財保護技術の保存

### （1）文化財保存技術とは

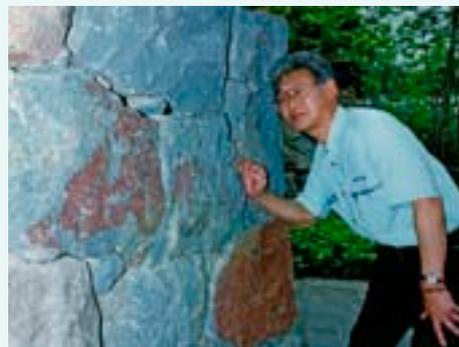
我が国固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない、文化財の修理技術・技能やそれに用いられる材料・道具の製作技術などを「文化財保存技術」と呼んでいます。

### （2）選定保存技術の選定及び保持者等の認定

国は、文化財保存技術のうち、保存措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

図表 2-8-21 平成24年度の選定保存技術の保持者の認定

- 平成24年10月4日認定
- 選定保存技術の保持者の認定
  - 文化財石垣保存技術 保持者 栗田 純司



選定保存技術「文化財石垣保存技術」  
保持者 栗田 純司

## 9 埋蔵文化財の保護

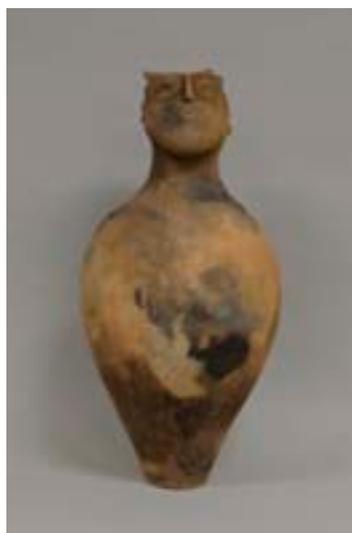
「埋蔵文化財」は、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない国民共有の財産であり、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる貴重な資産です。

このような埋蔵文化財を保護するため、文化財が埋蔵されている土地で開発事業などを行う場合には、事前に遺跡の内容を確認するための発掘調査を行った上で、現状保存のための調整や、現状保存を行うことができない場合には記録として保存するための発掘調査が必要です。また、記録保存のために行った発掘調査については、発掘現場での説明会や報告書の作成などによって積極的に公開を行うことが求められます。

文化庁では、全国的に注目された近年の発掘調査の成果を広く周知するため「発掘された日本列島（新発見考古速報）」展を全国の博物館を巡回して開催しています。24年度は全国5か所で行われ、新たに発掘された「犬形埴輪」や「人面付壺形土器」など約580点を展示しました。



犬形埴輪  
(佐賀県仁田埴輪窯跡より出土)



人面付壺形土器  
(茨城県泉坂下遺跡より出土)

## 10 「歴史文化基本構想」の普及・促進

近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少など、文化財を育み、支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくことが重要です。「歴史文化基本構想」は、各地方公共団体において、文化財保護に関するマスタープランとして、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するために策定するものであり、文化財保護に限らず、文化財を活かした地域づくりにも資するものです。

国では、平成20年度から3か年にわたり全国20地域（23市町村）において実施した「文化財総合的把握モデル事業」の成果と、並行して設置された有識者会議における検討結果を踏まえ、「歴史文化基本構想」の策定に当たっての技術的な留意点などについて、「歴史文化基本構想」策定技術指針を24年2月に取りまとめました。また、地方公共団体の職員を対象とした研修会を24年2月と25年2月に開催しました。

このほかに、歴史文化を活かした地域づくりに関連する取組として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは市町村が、地域に根差した人々の活動と建造物が一体となった良好な市街地の環境を維持・向上させるための計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国による重点的な

支援を受けることができます。

## 11 古墳壁画の保存と活用

我が国においては2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画については、高松塚古墳近くにある「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」において、両古墳から取り外した壁画の保存修理を行っています。

また、これらの古墳壁画の適切な保存活用方策を検討するため、平成22年4月から「古墳壁画の保存活用に関する検討会」を設置して有識者などによる検討を行うとともに、24年7月には「装飾古墳ワーキンググループ」を新たに設置し、装飾古墳の保存管理の在り方やその手法について、検討を行っています。

キトラ古墳壁画については、「古墳壁画の保存活用に関する検討会」における審議等を踏まえ、当面の間、適切な施設で保存管理を行うという方針の下、キトラ古墳周辺に壁画保存管理施設を設置するとともに、古墳の整備を実施することとしており、平成24年度にはその実施設計をしたところです。今後、25年度以降、本格的な施設工事や古墳の整備を実施していく予定です。

また、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設では、壁画の保存対策事業への国民の理解を深めるため、平成20年度から毎年、修理作業中の壁画の状況等を公開しており、24年度においては1月に実施し、計2,441人が参加しました。

## 12 世界遺産と無形文化遺産

### (1) 世界遺産一覧表への記載推進

#### ①世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（「世界遺産条約」）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊などの脅威から保護することを目的として、昭和47年のユネスコ総会において採択されました。我が国は平成4年に同条約を締結し、25年3月末現在、190か国が締結しています。また、23年11月、第18回世界遺産条約締約国会議において、我が国が21か国から構成される世界遺産委員会の委員国に選出されました。通常、4年間務めることとなります。

毎年1回開催される世界遺産委員会においては、締約国からの推薦や諮問機関の評価などに基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産・複合遺産が世界遺産一覧表に記載されます。平成25年3月末現在、962件の遺産（文化遺産745件、自然遺産188件、複合遺産29件）が記載されています。

世界遺産一覧表への記載を推進することは、我が国の貴重な文化遺産の価値が国際的に評価されるとともに、記載を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で大きな意義があります。

#### ②世界遺産一覧表への記載に向けた国内の取組について

平成24年1月に、世界遺産暫定一覧表に記載されている文化遺産のうち、文化庁と国土交通省との共同により「武家の古都・鎌倉」を、環境省並びに林野庁との共同により「富士山」を推薦しました。「武家の古都・鎌倉」については、世界遺産委員会諮問機関のイコモス（国際記念物遺跡会議）の勧告を受け、推薦を取り下げることとなりました。「富士山」については、25年6月の世界遺産委員会の審議を経て、我が国で17番目の世界遺産（記載物件名は「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」）として認められました。また、25年1月には、「富岡製糸場と絹産業遺産群」について、外務省を通じて、ユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しています。